不確実性の高い時代に中学校社会科でどのようにリーガルマインドを

育成していくのか ~模擬裁判と NIE を関連させた授業実践から~ 柳生大輔(広島大学附属三原中学校)

先行きが不透明で予測困難な不確実性の高い時代においては、既有の知識だけで、目の前の社会事象や今後起こりうる社会事象を捉えることは難しい。このような混沌とした社会の中で、私たちは、より根本に立ち戻って思考することが求められる。その際に、必ず「正義」の問題や「公平・公正」をどのように考えるのかという問題が生じる。だからこそ求められるのがリーガルマインドである(本研究で言う「リーガルマインド」とは、簡潔に言えば、「物事を、筋道を立てて考えること」としたい)。法教育は、法的価値や法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、学習指導要領においても明確に位置付けられている。本実践はその一環として、模擬裁判とNIEを関連させた授業を通してリーガルマインドの育成を目指すものである。

ところで、模擬裁判とも関連する"裁判員制度"に注目すると、平成21 (2009) 年に裁判員制度が導入されて今年で14年目。また裁判員制度の合憲性を判断した最高裁平成23年(2011年)11月16日判決(刑集第65号8号1285頁)が出て今年で12年目となる。特に判決文の理由後半(第1の4)では、「…その目的を十全に達成するには相当の期間を必要とするが、その過程もまた、国民に根ざした司法を実現する上で、大きな意義を有するもの」であり、「このような長期的な視点に立った努力の積み重ねによって、我が国の実情に最も適した国民の司法参加の制度を実現していくことができる…」とある。文中の期間とはどの程度を指すのだろうか。裁判員制度開始から現在に至るまで、関連する模擬裁判の授業も含めて多くの法教育の実践が積み重ねられ、新たな展開や進化が生じてきた。

一方で現在,世界も日本も体感的に諸事象が大きく変化している。そのような中,コロナ禍前後において学校教育も大きく変化し、働き方改革など先行きが不透明で予測困難な"教育現場"の現状から、私たちは、物事や社会の変化を敏感に捉えながら、過去の経験や実践の積み重ねを再評価しつつ、新たな教育の方向性を考えていく必要があるのではないだろうか。本実践を振り返ることで、今後の法教育において「何をどのように学ぶのか」という新たな観点(展開)を見いだし、学習活動の中で試行錯誤を繰り返し、法教育の理念を実践例として具現化していくこと繋げることができればと考えている。

法教育において、実際に授業で培った法的な見方・考え方は、授業の場で繰り返し行われる「深く考え抜く」作業を通して徐々に身につくものであると考える。そこで本実践は、模擬裁判と、より現実の社会事象を具体的に表し、自分の考えと社会状況のバランスを把握することができる新聞記事を活用する単元を構成し実施した。また、15年前に提示された、当時の視点による法教育の基本となる法・ルール・きまりの授業の創造で克服すべき基本的な5つの実践的課題*にも注目し、当時指摘された課題が、本実践で克服できているのかについても概観する。

具体的な授業の内容や生徒の反応、課題、上記実践的課題、引用・参考文献等は発表時に説明・ 提示する。

^{*「}中学校の法教育を創る」江口勇治・大倉泰裕編,2008年,東洋館出版社,p250-255参照。